平成２９年（フ）第４７６号
札幌市中央区北16条西15丁目３番17号　グランドール北16条103号
債務者　後藤　知美
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４８０号
札幌市白石区菊水５条１丁目８番14―402号
債務者　清田いく子
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４８５号
札幌市南区澄川１条３丁目３番23号　金田マンション102号
債務者　新田　武雄
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４９９号
札幌市豊平区平岸３条５丁目７番20―103号
債務者　若山　沙羅
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５３１号
札幌市白石区栄通14丁目２番55―408号
債務者　上田真奈美（旧姓小路）
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５３８号
札幌市北区拓北４条１丁目１番18号　コーポオニオン101号
債務者　佐久間秀文
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５４６号
札幌市豊平区美園７条６丁目１番27―103号
債務者　根上ゆかり
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５７６号
札幌市南区澄川５条４丁目３番８号　澄川トーシンビルⅠ―206号
債務者　松崎　翔太
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５８５号
札幌市手稲区手稲本町４条２丁目２番４―101号
債務者　立松　朋日
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５８９号
札幌市東区北18条東９丁目２番12―104号
債務者　髙橋亜沙美
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３３号
北海道室蘭市御崎町２丁目７番37号御崎ハイツ103号
債務者　渡辺のぞみ
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第２０号
福島県会津若松市八角町８番１号　エミネンス202号、前住所東京都中野区上高田３丁目25番12号　新井薬師寮
債務者　佐々木早春
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第４０号
埼玉県川越市仙波町２丁目10番地28（小峰アパート201号室）
債務者　堤　　久子
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１４９号
埼玉県川越市大字的場1284番地２（野村ハイツ102号室）
債務者　若松　健之
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１５８号
埼玉県入間郡毛呂山町前久保南４丁目23番地７　ユースガーデン203号
債務者　吉田喜久子（旧姓小岩）
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１号
岐阜県多治見市東山２丁目13番地の６
債務者　守永見智明
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第９４号
愛知県岡崎市保母町字三反田４番地
債務者　**菅**沼　　毅
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係